

付

録

付 録

特許、実用新案、意匠、商標及び国際出願の手数料

(令和二年一月三十一日現在)

(根拠法令) 特許法第一〇七条、第一九五条、実用新案法第三一条、第五四条、意匠法第四二条、第六七条、商標法第四〇条、第七六条、特例法第四〇条、国際出願法第一八条、特許法等関係手数料令等

出願関係

出願料

(1) 特許			
特許出願	一件につき 一万四千元		
外国語書面出願	一件につき 二万二千元		
特許法第三八条の三第三項の規定による手続	一件につき 一万四千元		
特許法第一八四条の五第一項の規定による手続	一件につき 一万四千元		
特許法第一八四条の二十第一項の規定による申出	一件につき 一万四千元		

(1a) 特許 平成三一年四月一日以降の出願	出願審査請求料等							
	(4) 商標			(3) 意匠		(2) 実用新案		
	登録出願 防護標章出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新	商標登録出願	意匠法第十四条第一項の規定による秘密の請求	意匠登録出願	実用新案法第四十八条の十六第一項の規定による申出	実用新案法第四十八条の五第一項の規定による手続	実用新案登録出願	特許権存続期間の延長登録出願
	一件につき六千八百円に一の区分につき一万七千二百円を加えた額	一件につき三千四百円に一の区分につき八千六百円を加えた額	一件につき 五千百円	一件につき 一万六千円	一件につき 一万四千元	一件につき 一万四千元	一件につき 一万四千元	一件につき 七万四千元

		(1b) 特許 平成三一年三月三十一日以前の出願						
	出願審査請求	出願審査請求 (特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願)	出願審査請求	誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	調査報告書を提示した場合 (特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	作成した国際特許出願 (特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	出願審査請求	出願審査請求
	一件につき 七万千円に 一請求項につき二千四百円を加えた額	一件につき 十一万八千円に 一請求項につき四千円を加えた額	一件につき 十三万八千円 に一請求項につき四千円を加えた額	一件につき 一万九千円	一件につき 十一万円に 一請求項につき 三千二百円を加えた額	一件につき 十二万四千円 に一請求項につき 三千六百円を加えた額	一件につき 八万三千円に 一請求項につき 二千四百円を加えた額	一件につき 十三万八千円 に一請求項につき 四千円を加えた額
	平成三一年三月三十一日以前 の国際出願日を有する					平成三一年四月一日以降 の国際出願日を有する出願	平成三一年四月一日以降 の国際出願日を有する出願	

無効審判係争中の 明細書又は図面の 訂正請求		特許権の存続期間の延長登録又はその拒絶査定に係る 審判(再審)請求	審判(再審)請求		(1) 特許	1・審判(再審)請求	(注1) 実用新案については、上記出願料と併せて第一年から第三年までの実用新案登録料を出願時に納付する必要があるま す。実用新案登録料は、特許・登録料関係(2)を御参照ください。 審判関係	明細書、実用新案登録請求の範 囲又は図面の訂正	一件につき 千四百円
			昭和六三年一月一日以後の出願 出願	昭和六二年二月三十一日以前の 出願					
昭和六二年一月三十一日以前の	昭和六三年一月一日以後の出願	一件につき 五万五千円	一件につき四万九千五百 円に一請求項につき五千 五百円を加えた額	一件につき二万七千五百					

(2) 実用新案	特許異議の申立て	出願	円に一発明につき二万七千五百円を加えた額
	特許異議の申立てに係争中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求		一件につき一万六千五百円に一請求項につき二千四百円を加えた額
	判定請求		一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
	裁定請求		一件につき 四万円
	裁定の取消請求		一件につき 五万五千元
	審判又は再審への当事者の参加申請		一件につき 二万七千五百円
	審判又は再審への補助参加申請		一件につき 五万五千元
	特許異議の申立ての審理への参加申請		一件につき 一万六千五百円
			一件につき三千三百円
			一件につき四万九千五百

審判又は再審への当事者の参加申請	一件につき 五万五千円	
裁定の取消請求	一件につき 二万七千五百円	
裁定請求	一件につき 五万五千円	
判定請求	一件につき 四万円	
審判（再審）請求	一件につき 五万五千円	
（3）意匠		
審判又は再審への補助参加申請	一件につき 一万六千五百円	
審判又は再審への当事者の参加申請	一件につき 五万五千円	
裁定取消請求	一件につき 二万七千五百円	
裁定請求	一件につき 五万五千円	
判定請求	一件につき 四万円	
審判（再審）請求	円に一請求項につき五千 五百円を加えた額	

(1) 特許料	特許料・登録料	特許・登録料関係		商標（防護標章）登録異議申立の審理への参加申請	一件につき 三千三百円	
		審判又は再審への補助参加申請	一件につき 一万六千五百円	審判又は再審への当事者の参加申請	一件につき 五万五千円	
判定請求	一件につき 四万円	商標（防護標章）登録異議申立	一件につき三千円に一の区分につき八千円を加えた額	審判（再審）請求	一件につき一万五千円に一の区分につき四万円を加えた額	
(4) 商標	一件につき 一万六千五百円	審判又は再審への補助参加申請	一件につき 一万六千五百円			

<p>第四年から第六年まで</p>	<p>第一年から第三年まで</p>	<p>(平成一六年三月三十一日までに審査請求をした出願)</p>	<p>第十年から第二十五年まで</p>	<p>第七年から第九年まで</p>	<p>第四年から第六年まで</p>	<p>第一年から第三年まで</p>	<p>(平成一六年四月一日以降に審査請求を行う出願)</p>
<p>毎年一件につき一万六千 百円に一請求項につき千</p>	<p>毎年一件につき一万三百 円に一請求項につき九百 円を加えた額</p>		<p>毎年一件につき五万五千 四百円に一請求項につき 四千三百円を加えた額</p>	<p>毎年一件につき一万九千 三百円に一請求項につき 千五百円を加えた額</p>	<p>毎年一件につき六千四百 円に一請求項につき五百 円を加えた額</p>	<p>毎年一件につき二千四百 円に一請求項につき二百 円を加えた額</p>	

<p>第一年から第三年まで</p>	<p>毎年一件につき 八千五百円</p>	
<p>(3) 意匠登録料</p>		
<p>第七年から第十年まで</p>	<p>毎年一件につき一万八千 百円に一請求項につき九 百円を加えた額</p>	
<p>第四年から第六年まで</p>	<p>毎年一件につき六千 百円に一請求項につき三百 円を加えた額</p>	
<p>第一年から第三年まで</p>	<p>毎年一件につき二千 百円に一請求項につき百円 を加えた額</p>	
<p>(2) 実用新案登録料</p>		
<p>第十年から第二十五年まで</p>	<p>毎年一件につき六万四千 四百円に一請求項につき 五千円を加えた額</p>	
<p>第七年から第九年まで</p>	<p>毎年一件につき三万二千 二百円に一請求項につき 二千五百円を加えた額</p>	<p>三百円を加えた額</p>

<p>第四年から第二十年まで</p>	<p>毎年一件につき 一万六千九百円</p>	<p>注2</p>
<p>(4) 商標登録料</p>		
<p>商標登録料</p>	<p>一の区分につき 二万八千二百円</p>	
<p>分納額(前期・後期支払)</p>	<p>一の区分につき 一万六千四百円</p>	<p>注3</p>
<p>更新登録申請</p>	<p>一の区分につき 三万八千八百円</p>	<p>注4</p>
<p>分納額(前期・後期支払)</p>	<p>一の区分につき 二万二千六百円</p>	
<p>商標権の分割申請</p>	<p>一件につき 三万円</p>	
<p>防護標章更新登録料</p>	<p>一の区分につき 三万三千四百円</p>	

(注2) 第十六年から第二十年については、平成十九年四月一日以降の出願のみ
 (注3) 商標法第四十一条の二第二項により納付する分割納付における前期分の設定登録料が旧料金(施行日前など)であった場合の、商標法第四十一条の二第二項により納付する分割納付における後期分の設定登録料は、改正法附則第二条第七項及び第三条第五項により、施行日以降の納付であっても旧料金(区分数に二万九百円を乗じた額)を適用する。
 (注4) 商標法第四十一条の二第七項により納付する分割納付における前期分の更新登録料が旧料金(施行日前など)であった場合の、商標法第四十一条の二第七項により納付する分割納付における後期分の更新登録料は改正法附則第二条第七項及び第三

条第五項により、施行日以降の納付であっても旧料金（区分数に二万八千三百円を乗じた額）を適用する。
特許法等関係手数料

特許法等関係手数料 期間経過後の期間の延長 （特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの）	登録証の再交付請求	一件につき 四十六百円	
	承継の届出（名義変更）	一件につき 四千二百円	
証明の請求	オンライン請求	一件につき 千百円	
	窓口請求	一件につき 千四百円	
書類の閲覧請求	オンライン請求	一件につき 千五百円	
	窓口請求	一件につき 三百円	
紙原簿の閲覧請求	オンライン請求	一件につき 三百円	
	窓口請求	一件につき 六百円	
ファイル記録事項 記載書類の閲覧請求	オンライン請求	一件につき 六百円	
	窓口請求	一件につき 九百円	
オンライン請求	一件につき 六百円		

	登録事項（磁気原簿）の閲覧請求	窓口請求	一件につき 八百円	
	書類の謄本の交付		一件につき 千四百円	
	紙原簿の謄本		一件につき 三百五十円	
	ファイル記録事項 記載書類の交付請求	オンライン請求	一件につき 千円	
		窓口請求	一件につき 千三百円	
	登録事項（磁気原簿）記載書類の交付請求	オンライン請求	一件につき 八百円	
		窓口請求	一件につき 千百円	
	磁気ディスクへの記録（電子化手数料）		一件につき千二百円に一枚につき七百円を加えた額	注5

（注5）支払は登録情報処理機関（財団法人工業所有権電子情報化センター）からの支払通知を以て現金にて納付してください。特許印紙での支払はできません。

弁理士試験受験手数料

弁理士試験受験手数料

一件につき 一万二千元

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料（経過措置）

<p>国際出願手数料からの減額</p>	<p>国際出願手数料</p>		<p>オンラインでした国際出願</p>		<p>一件につき</p>	<p>国際出願日が二〇一九年 二月三十一日以前のもの</p>
<p>三〇枚を超える用紙</p>		<p>国際出願の用紙の枚数が三〇枚まで</p>		<p>一件につき 三万二千七百円</p>	<p>国際出願日が二〇一六年 一月一日以降のもの</p>	
<p>一枚につき 千七百円</p>		<p>一枚につき 千七百円</p>		<p>国際出願日が二〇一九年 二月三十一日以前のもの</p>	<p>国際出願日が二〇二〇年 一月一日以降のもの</p>	
<p>一件につき 十四万三千二百円</p>		<p>一件につき十四万五千円</p>		<p>国際出願日が二〇一九年 二月三十一日以前のもの</p>	<p>国際出願日が二〇一九年 二月三十一日以前のもの</p>	

<p>国際出願関係手数料（特許・実用新案）</p>		<p>登録申請書等の閲覧請求</p>	<p>一件につき 五百二十円</p>
<p>登録事項概要証明書の交付請求</p>	<p>一件につき 九百十円</p>		
<p>登録事項証明書の交付請求</p>	<p>一件につき 七百九十円</p>		
<p>開示事項証明書の交付請求</p>	<p>一件につき 五百三十円</p>		
<p>特定通常実施権登録簿の閲覧又は謄写請求</p>	<p>一件につき 三百円</p>		

国際調査の追加手 数料	調査手数料		送付手数料
日本国特許庁が国際調査を行う	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（日本語）	シンガポール知的所有権庁が国際調査を行う 国際出願	ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う 国際出願
一件につき十二万六千円 に請求の範囲の発明数の	一件につき六万円の範囲の発明の数から一を減じた数を乗じた額	一件につき 十七万三千三百円	一件につき 二十万八千八百円
国際出願日が二〇一六年	国際出願日が二〇二〇年 一月一日以降	国際出願日が二〇一九年 一月一日以前	国際出願日が二〇二〇年 一月一日以降のもの
日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（英語）	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（日本語）	一件につき十五万六千円	一件につき 七万円
一件につき二十万九千円	一件につき 二十万八千八百円	一件につき 十五万六千円	一件につき 七万円
国際出願日が二〇一九年 一月一日以前のもの	国際出願日が二〇二〇年 一月一日以降のもの	国際出願日が二〇一六年 四月一日以降	国際出願日が二〇一六年 四月一日以降
三万二千三百円	一件につき 一万円	一月一日以降のもの	

文献の写しの請求に係る手数料	予備審査の追加手数料		取扱手数料		予備審査手数料		
	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願（英語）	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願（日本語）	国際予備審査請求		日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願（英語）	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願（日本語）	国際出願（英語）
一件につき 千四百円	一件につき三万四千円に請求の範囲の発明の数から一を減じた数を乗じた額	一件につき一万五千円に請求の範囲の発明の数から一を減じた数を乗じた額	一件につき二万千五百円	一件につき二万千八百円	一件につき 五万八千円	一件につき 二万六千円	数から一を減じた数を乗じる
	予備審査手数料の納付日が二〇一六年四月一日以降		納付日が二〇二〇年一月一日以降のもの	納付日が二〇一九年一月三十一日以前のもの	予備審査手数料の納付日が二〇一六年四月一日以降		四月一日以降

	公表手数料	(意匠の説明が一〇〇単語を超		
	一意匠目 二意匠目以降、一意匠ごとに 一複製物(図面・写真)ごとに (複製物を書面で提出する場合) 二ページ目以降、追加ページご とに	三百九十七スイスフラン 十九スイスフラン 十七スイスフラン 百五十スイスフラン		
基本手数料	国際事務局(WIPO)に直接納付する手数料			
国際登録出願 「DM/1」	日本国特許庁(本国官庁)へ納付する手数料	一件につき 三千五百円		
国際出願関係手数料(意匠)	書類の謄本またはファイル記録事項を記載した書面の 交付に係る手数料 優先権の書類の送付の請求に係る手数料 国際出願に関する書類についての証明書等の交付の請求 に係る手数料 先の調査の結果の送付請求に係る手数料	一件につき 千四百円 一件につき 千四百円 一件につき 千七百円		

	<p>・ ※</p> <p>(i) 標準指定手数料は、等級一〜三があります。(共通規則第十二規則(1)(b)) 個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合、該当する等級の額の納付が必要です。</p> <p>(ii) 個別指定手数料は、標準指定手数料に代えて受領を宣言している締約国を指定する場合に納付が必要です。</p>	<p>追加手数料</p>
<p>一意匠目</p>	<p>えた場合)</p> <p>一〇一単語以降一単語ごとに</p>	<p>指定手数料</p> <p>(i) 標準指定手数料 (個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)</p> <p>等級一(指定国ごとに)</p> <p>一意匠目</p> <p>二意匠目以降、一意匠ごとに</p> <p>等級二(指定国ごとに)</p> <p>一意匠目</p> <p>二意匠目以降、一意匠ごとに</p> <p>等級三(指定国ごとに)</p> <p>一意匠目</p> <p>二意匠目以降、一意匠ごとに</p> <p>(ii) 個別指定手数料 (標準指定手数料に代えて、個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合)</p>
<p>二百スイスフラン</p>	<p>ニスイスフラン</p>	<p>適用される締約国については【ハーグ協定の締約国一覧】を御参照ください</p> <p>四十二スイスフラン</p> <p>ニスイスフラン</p> <p>六十スイスフラン</p> <p>二十スイスフラン</p> <p>九十スイスフラン</p> <p>五十スイスフラン</p> <p>各締約国が指定した額</p> <p>【個別指定手数料一覧】</p> <p>を御参照ください</p>

国際登録の存続期間の更新(五年ごと)の請求

基本手数料	指定手数料	二意匠目以降、一意匠ごとに (i) 標準指定手数料 (指定国数分) 一意匠目 二意匠目以降、一意匠ごとに (ii) 個別指定手数料 (標準指定手数料に代えて個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合)	十七スイスフラン 二十一スイスフラン 一スイスフラン 各締約国が指定した額 【個別指定手数料一覧】 を御参照ください	
-------	-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------	--

- ・ ※ 国際登録の存続期間満了の六月前に国際事務局から更新に関する非公式な通知が送られます。なお、この通知の不到達を理由とする支払期限超過は免責事由とはなりません。
- ・ ※ 国際登録の存続期間満了後六月以内であれば、更新基本手数料の五割増手数料を支払うことで国際登録の存続が可能となります。

その他の国際登録に係る申請に対する手数料

所有権変更の記録	名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の記録	名義人の変更を申請する国際登録ごとに 一 国際登録ごとに 同じ申請に含まれる追加の国際登録ごとに	百四十四スイスフラン 百四十四スイスフラン 七十二スイスフラン	
放棄の記録	放棄する国際登録ごとに	百四十四スイスフラン		

国際登録の権利者	国際登録簿又は公表された国際登録の書類の内容に関する書面による情報の請求	見本の写真の請求	国際登録簿又は公表された国際登録の書類の項目の認 証謄本の請求	国際登録簿又は公表された国際登録の書類の項目の非 認証謄本の請求	公表された国際登録に関する国際登録簿の抄本の請求	限定の記録
特定の者又は法人の名称に基づく検索ごとに	一 国際登録につき 同一名義人の追加の国際登録について、同一の情報 の請求が同時に なされる場合		最初の五ページにつき（同時に請求された同一の国際登録について） 六ページ以降、追加ページごとに	最初の五ページにつき（同時に請求された同一の国際登録について） 六ページ以降、追加ページごとに		限定する国際登録ごとに
八十二スイスフラン	八十二スイスフラン 十スイスフラン	五十七スイスフラン	四十六スイスフラン 二スイスフラン	二十六スイスフラン 二スイスフラン	百四十四スイスフラン	百四十四スイスフラン

			の 一 覧 表 の 検 索				
			二以上の国際登録が発見された 場合には、国際登録ごとに				
			十スイスフラン				
			右項目のファクシ ミリによる通信の 割増手数料				
			ページごとに				
			四スイスフラン				
国際出願関係手数料（商標）							
			日本国特許庁（本国官庁）へ納付する手数料				
			国際登録出願				
			事後指定				
			国際登録の存続期間の更新の申請				
			一件につき 四千二百円				
			一件につき 四千二百円				
			一件につき 四千二百円				
			国際登録の名義人の変更の記録の申請				
			一件につき 四千二百円				
			国際事務局（WIPO）へ納付する国際手数料				
			基本手数料（標章が色彩付きで ない場合（白黒））				
			六百五十三スイスフラン				
			基本手数料（標章が色彩付きで ある場合（カラー））				
			九百三十三スイスフラン				
			一指定国ごとに百スイス				

		(2)事後指定			(1)国際登録出願		
付加手数料	基本手数料	個別手数料	付加手数料	基本手数料	個別手数料	追加手数料	付加手数料
一指定国ごとに百スイスフラン	六百五十三スイスフラン	個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合 各締約国ごとに定める額	一指定国ごとに百スイスフラン	三百スイスフラン	付加手数料及び追加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合 各締約国ごとに定める額	標準の国際分類の数が三を超えた一区分ごとに百スイスフラン	フラン
	注6						

(4) 国際登録の名義人の変更の記録の申請			(3) 国際登録の存続期間の更新の申請
	一部移転	全部移転	追加手数料
商品又は指定国の一部を移転する場合 百七十七スイスフラン	国際登録の全部を移転する場合 百七十七スイスフラン	個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合 各締約国ごとに定める額	標章の国際分類の数が三を超えた一区分ごとに百スイスフラン

(注6) 更新対象となる区分や手数料に関する留意点については、WIPO 国際事務局発行の Madrid Highlight (No.4/2014) (外部サイトへリンク) 及び「国際登録の存続期間の更新申請」を参照してください。